

2021 年度（令和 3 年度）社会福祉法人愛寿会 事業報告書

令和 3 年度についても全国的に新型コロナウイルス感染は収束せず、新型コロナウイルスの施設持込を防ぐため全ての施設で 2020 年 3 月からの面会中止等の措置を継続し感染防止に努めました。職員については 1 年間を通じてマスクの着用と手洗・検温を徹底し、特養・老健・有料等の入所施設ではご利用者様についても入所後 1 週間は居室対応をして頂きました。

こうした感染対応を行ってきたにも関わらず、令和 3 年度は散発的に職員の感染があったほか、濃厚接触者として自宅待機となる職員も数多く発生しました。デイサービスやデイケアなどの通所サービスでは職員の感染や濃厚接触者があった場合、感染拡大を防ぐため稼働休止を行ったため、通所サービスで事業活動収入が減少しました。

また、令和 4 年 2 月には介護付有料老人グランドライフあいじゅ祝谷で入居者 1 名の感染がありました。

こうした状況下、令和 3 年 6 月からは相談員セクション会をブロック別の開催とし、入所施設・通所施設の営業力の強化を図り、稼働率の向上に努めました。また、新型コロナウイルスの影響により対面での会議を極力避けるためビデオ会議（zoom）システムの活用について、令和 4 年 1 月に利用時間の制限が無い契約に変更しました。

重点目標に対する取組

1. 人材の確保・育成について

愛寿会グループのインターネットホームページを活性化して法人の魅力を発信するため各施設のブログの充実に努めました。

日本での介護福祉士資格取得を目指し、卒業後に愛寿会への就業する事を前提として修学期間中に奨学金を支給した外国人留学生 4 名は卒業とともに高齢者総合福祉施設あいじゅ祝谷に就業する事になりました。

2. ガバナンスの強化について

公認会計士による会計監査を継続し専門家の指導のもと適切な財務処理に努めました。

3. 地域社会との連携について

社会福祉充実計画に基づき地域における公益的な活動の促進に資するよう運営していたまつイチ体操等は新型コロナウイルスの影響で中断となっていますが、高齢者実態把握のための訪問活動や地域の関係団体との協働により福祉ニーズの把握については、電話等の方法により継続的に地域福祉の向上に取り組みました。

4. 利用者満足度の向上について

ご利用者の尊厳を大切にし、ご本人の不安を取り除き、安心を感じていただけるよう

きめ細かな個別ケアに取り組みました。

2021 年度（令和 3 年度）の主な事業内容

- (1) ヘルパーステーション垣生あいじゅに統合したヘルパーステーション愛寿荘は令和 3 年 10 月 31 日をもって事業廃止となりました。
- (2) 「第 8 期伊予市介護保険事業計画」に応募した「高齢者総合福祉施設伊予あいじゅ特別養護老人ホーム 20 床の増床及びグループホーム新設」計画は、令和 3 年 6 月 23 日に開催されたプロポーザル審査を経て運営事業者として選定されました。

2021 年度（令和 3 年）法人内研修等

令和 2 年度に続き、令和 3 年度も集合しての入会式及び新規採用職員へのオリエンテーションは開催を控え、各施設で辞令交付式及びオリエンテーションを行いました。
また、集合しての法人内研修も実施を控え、事業所毎で研修を実施しました。

2021 年度（令和 3 年）理事会・評議員会の開催状況

| 開催月日 | 出席者数 | 決議事項 |
|--------------------------------|------|---|
| 4 月 27 日 第 1 回理事会 (書面議決) | 6 | 第 1 号議案 伊予市 第 8 回介護保険事業計画に係る高齢者総合福祉施設 伊予あいじゅ応募及び移転建替の件 |
| 5 月 28 日 第 2 回理事会 | 5 | 第 1 号議案 「伊予市 第 8 回介護保険事業計画」に係る高齢者総合福祉施設伊予あいじゅ 応募 (移転建替)第 2 案の取扱及び募集運営事業者ヒアリング(プロポーザル審査)日程変更の 件 第 2 号議案 令和 3 年度 第 2 回相談員セクション会の議論を踏まえたブロック別営業体制 の件 第 3 号議案 令和 3 年度 夏期賞与支給基準の考え方について |
| 6 月 8 日 第 3 回理事会 | 5 | 第 1 号議案 令和 2 年度事業報告(案)の件 第 2 号議案 令和 2 年度決算(案)の件(予備費使用及び予算費目流用報告含む) 第 3 号議案 独立監査人(会計監査人)の監査報告及び令和 2 年度 監事監査報告 第 4 号議案 令和 2 年度の社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の件 第 5 号議案 伊予市第 8 期介護保険事業の公募に係る高齢者総合福祉施設伊予あいじゅ 募の件(移設建替及び特養 50 床増床とグループホーム 2 ユニット新設) 第 6 号議案 定款第 19 条第 3 項に定める理事長の職務執行状況報告の件(令和 3 年 3 月 ~ 令和 3 年 5 月) 第 7 号議案 理事・監事・評議員の任期満了に係る評議員選任・解任委員会開催の件 第 8 号議案 令和 2 年会計年度に係る事業報告並びに決算(案)決議承認等及び理事・監 事選任の定時評議員会開催の件 |
| 6 月 24 日 第 1 回評議員 会 | 5 | 第 1 号議案 令和 2 年度事業報告承認の件 第 2 号議案 令和 2 年度計算書類(貸借対照表及び資金収支計算書)及び財産目録の決議 承認の件(予算費目の流用含む) 第 3 号議案 独立監査人による監査報告及び監事監査報告 第 4 号議案 令和 2 年度の社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の件 第 5 号議案 伊予市第 8 期介護保険事業の公募に係る高齢者総合福祉施設伊予あいじゅ 募の件(移設建替及び特養 50 床増床とグループホーム 2 ユニット新設) 第 6 号議案 定款第 19 条第 3 項に定める理事長の職務執行状況報告の件(令和 3 年 3 月 ~ 令和 3 年 5 月) 第 7 号議案 令和 2 年度第 1 回理事会から第 2 回理事会の審議事項の報告 |

| | | |
|-----------------------------------|---|--|
| | | 第 8 号議案 任期满了に伴う理事・監事の選任及び評議員選任・解任委員会開催の報告 |
| 6 月 24 日 第 2 回評議員 会 | 5 | 第 1 号議案 理事長選出の結果について 第 2 号議案 その他 |
| 6 月 24 日 第 4 回理事会 | 6 | 第 1 号議案 理事長選定の件 |
| 9 月 24 日 第 5 回理事会 (書面) | 6 | 第 1 号議案 「伊予市 第 8 期介護保険事業計画」の運営事業者募集に係る運営事業者(伊予あいじゅ移転増床計画)選定の件 第 2 号議案 「グランドライフあいじゅ新川」職員用駐車場敷地内への伊予市排水管理設の件 第 3 号議案 「第 8 回 松山市高齢者福祉計画」対応の件 第 4 号議案 松山市地域包括支援センター垣生・余土に「介護予防事業所管理者職」及び「業務主任職」の職務を設ける件 第 5 号議案 「ヘルパーステーション愛寿荘」・「デイサービスセンターあいじゅ新川」の休止延長の件 第 6 号議案 令和 3 年 10 月 1 日からの最低賃金改定及び職員給与支給規程の変更の件 第 7 号議案 役員等の報酬並びに費用に関する規程の変更の件 |
| 9 月 29 日 第 6 回理事会 (書面) | 6 | 第 1 号議案 「ヘルパーステーション愛寿荘」廃止届提出の件 |
| 9 月 30 日 第 3 回評議員 会 (書面) | 7 | 第 1 号議案 役員等の報酬並びに費用に関する規程の変更及び理事長の報酬月額改定の件 |
| 1 月 19 日 第 7 回理事会 (書面) | 6 | 第 1 号議案 定款第 25 条に基づく施設長交代の件 |
| 3 月 23 日 第 8 回理事会 (書面) | 6 | 第 1 号議案 令和 3 年度補正予算(案)及び事業区分間・拠点区分間等の繰入(案)同意の件 第 2 号議案 令和 4 年度度事業計画(案)同意の件 第 3 号議案 令和 4 年度当初予算(案)の同意及びケアハウス伊予あいじゅ施設整備積立金の取崩と基本的な資金運用計画(案)同意の件 第 4 号議案 就業規則・職員給与支給規程(処遇改善)変更の件 |

| | | |
|-----------------------------------|----------|--|
| | | <p>第5号議案 伊予あいじゅ新築移転工事入札及び資金計画の件</p> <p>第6号議案 社会福祉充実計画の変更の件</p> <p>第7号議案 東方町(旧愛寿荘敷地)の今後の活用方針の件</p> <p>第8号議案 定款第19条第3項に定める理事長の職務執行状況報告の件(令和3年6月～令和4年2月)</p> <p>第9号議案 定款第25条第2項に基づく施設長等の選任の件</p> <p>第10号議案 定款第11条及び第13条に係る令和3年度第4回評議員会開催の議決について(令和4年3月29日予定)</p> <p>第11号議案 その他</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム愛寿荘 嘱託医変更の件</p> <p>(2) 介護付有料老人ホーム グランドライフ幸樹の喉詰死亡事故に伴う慰謝料支払の件</p> |
| <p>3月29日 第4回評議員 会(書面)</p> | <p>7</p> | <p>第1号議案 令和3年度補正予算(案) 及び事業区分間・拠点区分間等の繰入(案)承認決議の件</p> <p>第2号議案 令和4年度事業計画(案)承認決議の件</p> <p>第3号議案 令和4年度当初予算(案)及びケアハウス伊予あいじゅ 施設整備積立金の取崩と基本的な資金運用計画(案)承認決議の件</p> <p>第4号議案 就業規則・職員給与支給規程(処遇改善)変更の件</p> <p>第5号議案 伊予あいじゅ新築移転工事入札及び資金計画の件</p> <p>第6号議案 社会福祉充実計画の変更の件</p> <p>第7号議案 東方町(旧愛寿荘敷地)の今後の活用方針の件</p> <p>第8号議案 定款第19条第3項に定める理事長の職務執行 状況報告の件(令和3年6月～令和4年2月)</p> <p>第9号議案 定款第25条第2項に基づく施設長等の選任の件</p> <p>第10号議案 令和3年度理事会審議事項報告の件</p> <p>第11号議案 その他</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム愛寿荘 嘱託医変更の件</p> <p>(2) 介護付有料老人ホーム グランドライフ幸樹の喉詰死亡事故に伴う慰謝料支払の件</p> |

役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛寿会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 の規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、継続かつ定期的に就業する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員報酬は、各年度の総額が2,500万円を超えない範囲とし、常勤役員の報酬は月額で、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第9条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 5 理事において、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者には、前各号に規定する報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表第1「常勤役員の報酬月額」に定める基準額から、評議員会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 3 常勤の理事に対する役員賞与の総額は別表3「常勤役員賞与」のとおりとする。
- 4 各評議員の報酬等は、定款第9条に定める金額の範囲内において別表第4に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の決まった日に支払うものとする。非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月31日から施行する。
- 2 平成29年6月23日 一部改正
- 3 平成29年9月1日 一部改正
- 4 令和3年10月1日 一部改正

別表第1 常勤役員の報酬月額

| 役員等報酬表号俸 | 支給基準額 | 役員等報酬表号俸 | 支給基準額 |
|----------|---------|----------|-----------|
| 1号俸 | 200,000 | 31号俸 | 800,000 |
| 2号俸 | 220,000 | 32号俸 | 820,000 |
| 3号俸 | 240,000 | 33号俸 | 840,000 |
| 4号俸 | 260,000 | 34号俸 | 860,000 |
| 5号俸 | 280,000 | 35号俸 | 880,000 |
| 6号俸 | 300,000 | 36号俸 | 900,000 |
| 7号俸 | 320,000 | 37号俸 | 925,000 |
| 8号俸 | 340,000 | 38号俸 | 950,000 |
| 9号俸 | 360,000 | 39号俸 | 975,000 |
| 10号俸 | 380,000 | 40号俸 | 1,000,000 |
| 11号俸 | 400,000 | 41号俸 | 1,025,000 |
| 12号俸 | 420,000 | 42号俸 | 1,050,000 |
| 13号俸 | 440,000 | 43号俸 | 1,075,000 |
| 14号俸 | 460,000 | 44号俸 | 1,100,000 |
| 15号俸 | 480,000 | 45号俸 | 1,125,000 |
| 16号俸 | 500,000 | 46号俸 | 1,150,000 |
| 17号俸 | 520,000 | 47号俸 | 1,175,000 |
| 18号俸 | 540,000 | 48号俸 | 1,200,000 |
| 19号俸 | 560,000 | 49号俸 | 1,225,000 |
| 20号俸 | 580,000 | 50号俸 | 1,250,000 |
| 21号俸 | 600,000 | 51号俸 | 1,275,000 |
| 22号俸 | 620,000 | 52号俸 | 1,300,000 |
| 23号俸 | 640,000 | 53号俸 | 1,325,000 |
| 24号俸 | 660,000 | 54号俸 | 1,350,000 |
| 25号俸 | 680,000 | 55号俸 | 1,375,000 |
| 26号俸 | 700,000 | 56号俸 | 1,400,000 |
| 27号俸 | 720,000 | 57号俸 | 1,425,000 |
| 28号俸 | 740,000 | 58号俸 | 1,450,000 |
| 29号俸 | 760,000 | 59号俸 | 1,475,000 |
| 30号俸 | 780,000 | 60号俸 | 1,500,000 |

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として1人一律7千円

別表第3 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額×係数（係数は6月2か月、12月2か月とする）

別表第4評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として1人一律7千円